

岬水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和2年2月27日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第4号

岬水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

岬水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成31年大阪広域水道企業団管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給水装置工事の施行)</p> <p>第5条 給水装置は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）<u>第6条</u>に規定する基準により設計し、施行しなければならない。</p> <p>2 企業長は、条例第11条第2項の設計審査又は工事検査において、指定給水装置工事事業者に対し、当該設計審査又は工事検査に係る給水装置工事で使用される材料が政令<u>第6条</u>に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(給水装置工事の施行)</p> <p>第5条 給水装置は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）<u>第5条</u>に規定する基準により設計し、施行しなければならない。</p> <p>2 企業長は、条例第11条第2項の設計審査又は工事検査において、指定給水装置工事事業者に対し、当該設計審査又は工事検査に係る給水装置工事で使用される材料が政令<u>第5条</u>に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(給水管及び給水用具の指定)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) <u>産業標準化法</u>（昭和24年法律第185号）<u>第30条第1項</u>の規定により主務大臣が指定した品目であって、同項により<u>鉦工業品</u>又はその<u>包装容器</u>若しくは送り状に同法<u>第20条第1項</u>に規定する<u>日本産業規格</u>に該当するものであることを示す特別な表示を<u>付する</u>ことの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が<u>付されたもの</u></p>	<p>(給水管及び給水用具の指定)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) <u>工業標準化法</u>（昭和24年法律第185号）<u>第19条第1項</u>の規定により主務大臣が指定した品目であって、同項により<u>鉦工業品</u>又はその<u>包装容器</u>若しくは送り状に同法<u>第17条第1項</u>に規定する<u>日本工業規格</u>に該当するものであることを示す特別な表示を<u>附する</u>ことの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が<u>附されたもの</u></p>

(2) 製品が政令第6条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの

(3) 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令第6条に定める構造及び材質の基準への適合性を証明したもの

3・4 (略)

(料金及び使用料の計算方法)

第15条 条例第26条第1項の料金及び同条第2項の使用料は、条例別表第1第7項に定めるところにより算定した額と条例別表第2第5項に掲げる額を合算した額に100分の110を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2・3 (略)

(2) 製品が政令第5条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの

(3) 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令第5条に定める構造及び材質の基準への適合性を証明したもの

3・4 (略)

(料金及び使用料)

第15条 条例第26条第1項の料金及び同条第2項の使用料は、条例別表第1第7項に定めるところにより算定した額と条例別表第2第5項に掲げる額を合算した額と、その額に100分の8を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)との合計額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2・3 (略)

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の岬水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程(以下「新規程」という。)第15条の規定は、令和元年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 新規程第15条の規定の適用の日(以下「適用日」という。)以後初めて計量する使用水量をもって算定する料金及び当該計量に係る使用料(適用日前から継続して給水をしている場合に限る。)については、新規程第15条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。